

在留期間の更新

○在留期間の更新の許可を得たいとき

在留期間を更新したいときは、在留期間が満了する前に、所轄の入国管理局に申請して許可を受ける必要があります。申請手続きは有料です。

申請したあと、入国管理局で審査が行われます。後日、更新の許可、不許可の通知が、本人に届きます。在留期間の更新は、法務大臣が更新を適当と認める相当の理由があると判断した場合に許可されます。

○必要書類

それぞれの在留資格と在留状況により、提出書類が異なります。

問い合わせ先

大阪入国管理局神戸支局

(神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎)

078-391-6377